

第3次

概要版

邑楽町  
地域福祉計画・  
邑楽町  
地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度



ふれあい、支え合い、  
やさしさに包まれるまち  
“おうら”



令和8年3月  
邑楽町

社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会



# 1 地域福祉について

## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。



## 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

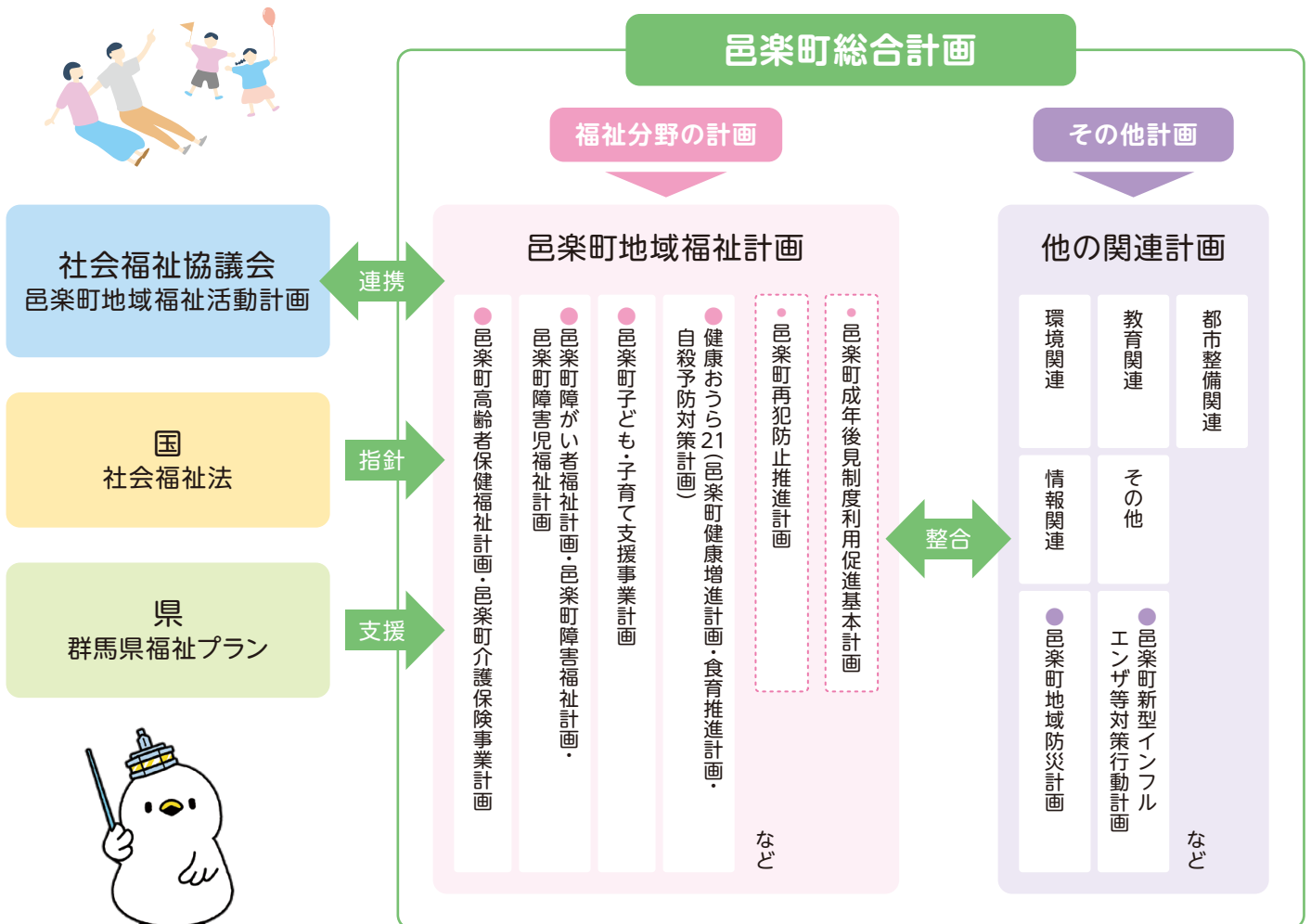
地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、町が「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」を、社協がそれらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を作成し、それらを一体的に策定しました。

## 他の計画との関連

邑楽町総合計画を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画(市町村計画)や、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。



## 2 施策の体系

### 基本理念



ふれあい、支え合い、やさしさに包まれるまち“おうら”



### 基本目標

### 基本施策

1

地域住民みんなが  
参加できる環境づくり

1

地域福祉への関心・理解の促進

2

町民同士のふれあい機会の創出

3

地域活動やボランティア活動団体などへの支援

2

包括的な支援体制の  
仕組みづくり

1

相談体制の充実

2

多様な主体をつなげる仕組みづくり

3

情報の提供及び活用体制の整備

4

保健・福祉に携わる人材の育成・確保

3

誰一人取り残さない  
まちづくり

1

支援が必要な人が安心して暮らせる環境の向上

2

権利擁護の推進

3

再犯防止や社会復帰のための取組

4

安全・安心に暮らせる  
まちづくり

1

いきいきと健やかに暮らせる環境づくり

2

地域の防災力・防犯力の向上

3

誰もが暮らしやすい生活環境づくり

### 3 施策の展開

#### 基本目標1 地域住民みんなが参加できる環境づくり

地域のすべての人が自分らしく暮らせるように、ノーマライゼーション※1やソーシャルインクルージョン※2(社会的包摂)など、福祉に関わる基本的な考え方が浸透し、地域住民の相互理解が深まる地域を目指します。



#### 基本施策1 地域福祉への関心・理解の促進

##### 町の取組

- ▶ 地域福祉の啓発
- ▶ 学校教育を通じた福祉教育の推進
- ▶ 人権教育・啓発活動事業の推進
- ▶ 高齢者や障がい者などの社会参加の促進

##### 町社協の取組

- ▶ 福祉教育の推進
- ▶ 広報・啓発活動の充実
- ▶ 邑楽町地域活動支援センターの運営
- ▶ 邑楽町高齢者活力センターの運営

#### 基本施策2 町民同士のふれあい機会の創出

##### 町の取組

- ▶ 地域交流の充実
- ▶ 世代間交流の充実
- ▶ あいさつ運動の推進
- ▶ 支援を必要とする人とのふれあいづくり



##### 町社協の取組

- ▶ 交流機会の創出
- ▶ 邑楽町福祉センター寿荘の運営



#### 基本施策3 地域活動やボランティア活動団体などへの支援

##### 町の取組

- ▶ 地域活動団体への支援
- ▶ ボランティア活動などへの支援
- ▶ 町民の主体的なまちづくり活動への支援
- ▶ 各種団体間の連携の推進

##### 町社協の取組

- ▶ ボランティアセンター事業の推進



※1 ノーマライゼーション:障がいのある人も、ない人も、同じように暮らしていけるように支えていこう、という考え方です。そこから発展し、障がいがある人とない人が特別に分けられることなく、自然と一緒に社会で生活していくのが望ましい姿だとする考え方もあります。

※2 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂):誰もが社会から孤立したり排除されたりせず、社会の構成員として能力を発揮でき、互いを支え合おうという考え方のことです。

## 基本目標2 包括的な支援体制の仕組みづくり

地域の課題に対して、町や町社協、団体、事業者、そして町民同士が助け合いながら取り組むことで、みんなで支え合う地域をつくります。

こうした重層的な支援を通じて、誰もが地域で自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

### 基本施策1 相談体制の充実

#### 町の取組

- ▶ 相談体制の連携強化
- ▶ 民生委員・児童委員などの相談活動の充実
- ▶ 相談窓口の周知

#### 町社協の取組

- ▶ 相談窓口の周知
- ▶ コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、地域支え合い推進員による活動の充実

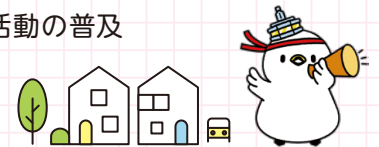
### 基本施策2 多様な主体をつなげる仕組みづくり

#### 町の取組

- ▶ 各種団体などの連携強化
- ▶ 分野横断的な取組の推進
- ▶ 地域情報の早期把握と対応に向けた見守りネットワークの構築

#### 町社協の取組

- ▶ 地域福祉活動の中核組織としての機能強化
- ▶ 見守り・声かけ活動の普及



### 基本施策3 情報の提供及び活用体制の整備

#### 町の取組

- ▶ 多様な情報提供手段の活用
- ▶ 情報のバリアフリー化の推進
- ▶ 地域の課題や問題の共有化

#### 町社協の取組

- ▶ 機関紙及びホームページの内容の充実
- ▶ 情報のバリアフリー化の推進

### 基本施策4 保健・福祉に携わる人材の育成・確保

#### 町の取組

- ▶ 講座、研修会の開催
- ▶ 専門的な知識や技術を有する町民の活躍の仕組みづくり



#### 町社協の取組

- ▶ 地域支え合い推進員、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの確保、育成
- ▶ 講座、研修会の開催
- ▶ 介護職員初任者研修の開催

## 基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり

町民一人一人が安心して暮らせるよう、困りごとを抱える人が孤立することなく、気軽に相談でき、必要な支援につなげられる体制を整えます。

また、町、地域団体、事業者、町民同士が連携し、助け合いや支え合いの仕組みを広げることで、誰もが地域で自分らしい生活を送れる地域を目指します。



## 基本施策1 支援が必要な人が安心して暮らせる環境の向上

### 町の取組

- ▶ 個別計画の適正な進行管理
- ▶ 福祉サービスの質の向上
- ▶ 生活困窮者への支援体制の整備
- ▶ 孤独・孤立の防止
- ▶ 虐待などの防止
- ▶ 権利擁護の推進
- ▶ ヤングケアラーへの支援
- ▶ 困難を抱える女性への支援



### 町社協の取組

- ▶ サービスの質の向上
- ▶ 権利擁護の充実
- ▶ 生活困窮者など低所得者への支援

## 基本施策2 権利擁護の推進(邑楽町成年後見制度利用促進基本計画)

### 取組

- ▶ 中核機関の整備促進
- ▶ 地域連携ネットワークの構築
- ▶ 周知啓発による成年後見制度の利用促進
- ▶ 利用者の把握と早期発見
- ▶ 町長申立ての実施
- ▶ 申立費用・法定後見人への報酬の助成

## 基本施策3 再犯防止や社会復帰のための取組(邑楽町再犯防止推進計画)

### 取組

- ▶ 群馬県再犯防止推進計画の推進
- ▶ 再犯防止に関する周知啓発
- ▶ 更生保護活動への支援
- ▶ 保護司との連携強化
- ▶ 民間協力者や関係団体などとの連携
- ▶ 保健医療・福祉サービスの利用支援
- ▶ 犯罪被害者支援施策との協調



## 基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

すべての町民が、安全に安心して自分らしく暮らせる地域を目指し、健康でいきいきと生活できる環境の整備や、防災・防犯の取組を進め、災害や犯罪から町民を守る体制を充実させます。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、地域の人々が助け合い、支え合える関係づくりを進め、心の温かさが感じられるまちづくりを目指します。

### 基本施策1 いきいきと健やかに暮らせる環境づくり

#### 町の取組

- ▶ 健康おうら21(呂楽町健康増進計画・食育推進計画・自殺防止対策計画)の策定・推進
- ▶ 食育活動を通じた地域づくり
- ▶ 生きがいづくりや社会参加の促進

#### 町社協の取組

- ▶ 高齢者の健康維持や生きがいづくりの推進



### 基本施策2 地域の防災力・防犯力の向上

#### 町の取組

- ▶ 地域の防災力の向上
- ▶ 災害応急体制の整備
- ▶ 防犯活動の推進
- ▶ 交通安全対策の充実



#### 町社協の取組

- ▶ 災害ボランティアの育成と災害時対応力の強化
- ▶ 防犯活動の推進

### 基本施策3 誰もが暮らしやすい生活環境づくり

#### 町の取組

- ▶ 公共施設のバリアフリー化
- ▶ 公共交通の充実
- ▶ 買い物や外出の支援策についての調査、調整
- ▶ 生活マナーの周知

#### 町社協の取組

- ▶ 地域住民の意見を反映した環境整備
- ▶ 買い物や外出の支援策についての調査、調整



## 4 計画の成果指標一覧

項目	実績(R6年度)	目標(R12年度)
<b>基本目標1 地域住民みんなが参加できる環境づくり</b>		
今住んでいる地域に愛着が「大いにある」「ある程度ある」	75.9%	80.0%
地域福祉に関心のある町民の割合	28.9%	45.0%
産業祭・邑多福まつり参加者数	10,000人	12,000人
邑楽町福祉センター寿荘の利用者数	22,134人	25,000人
地域活動やボランティア活動に参加したことのある町民の比率	37.3%	55.0%
<b>基本目標2 包括的な支援体制の仕組みづくり</b>		
相談や助けを頼める人がいない(町民アンケート結果)	4.0%	1.0%
包括連携協定に基づいた見守り活動実施企業数	2	5
おうらお知らせメール登録者の満足度(新規)	89.0%	100.0%
音声訳ボランティア初級講座参加者数(町社協)	未実施	5人
点字体験教室参加者数(町社協)	未実施	5人
手話奉仕員養成講習会参加者数(町社協)	15人	15人
傾聴ボランティア養成講座(町社協)	未実施	20人
介護予防サポーター	180人(累計)	220人(累計)
認知症サポーター	1,564人(累計)	1,958人(累計)
地域支え合い推進員(町社協)	2人	2人
コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(町社協)	1人	1人
<b>基本目標3 誰一人取り残さないまちづくり</b>		
法人後見	0人	5人
日常生活自立支援事業利用者(町社協)	14人	18人
<b>基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり</b>		
生活習慣病健診受診率	12.60%(19~30歳)	15.00%(19~30歳)
おうらてくてくアプリ登録者数(年度末時点延べ)	3,177人	6,000人
行政区におけるマイ・タイムライン作成率	3地区	34地区
邑楽町災害時避難行動要支援者名簿登録者	102人	120人

### 第3次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画 概要版 令和8年3月

発行 邑楽町・社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

企画・編集

● 邑楽町 福祉介護課

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

TEL 0276-47-5022

FAX 0276-88-3247

E-mail welfare@swan.town.ora.gunma.jp

● 社会福祉法人 邑楽町社会福祉協議会

〒370-0603

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1341-1

TEL 0276-88-2408

FAX 0276-88-7620

E-mail ourasyakyo@sannet.ne.jp